

児童福祉専門分科会委員からの質問と回答

平成25年8月25日  
児童福祉専門分科会

No.	章-節-項	ページ	質問箇所	位置	質問（意見）内容	回答	担当課
1	1-1-1	P1	指標	上から1番目2番目	平成24年度から平成26年度にかけて数値が増えているが、実際の計画や活動予定は考えているのか。	<p>これまで子どもの権利に関する市民の認知度向上に向けた活動として、家庭教育学級やPTA研究大会における子どもの権利に関する講話、子どもの権利条例周知用リーフレットやポスター、市ホームページや広報あおもりによる普及啓発を行ってきたほか、古川中学校では「子どもの権利相談センター」のステッカーを作成し、全生徒の連絡ノートへ貼付けするなどの独自の動きも見られました。</p> <p>今後、子どもの権利の日のイベントや、出前講座を家庭教育学級やPTAなどに限定せず、広く市民向けに実施していくこととしており、これらに加え、関係団体との意見交換会や子どもの権利条例に基づく「子どもの権利の日」の活動など、あらゆる機会においてPRしていくこととしています。</p> <p>講座の実施回数については、教育委員会の協力のもと、学校現場における講座の実施に向け協議していきます。</p>	子ども しあわせ課
2	1-1-1	P1	指標	上から1番目	「子どもの権利条約」の内容を知っている16歳以上の市民の割合を指標としているが、平成24年12月に「青森市子どもの権利条例」を制定したのだから、今後は、この条例に対する認知度を指標にするか、あるいは、新たに条例に対する認知度を加えるようにするべきだと思うが、如何か？	<p>目標指標については、計画期間中であるため、変更はできませんが、昨年12月の条例制定に伴い、今年度の市民意識調査から、「子どもの権利条例」の認知度を調査するための項目を追加したところであり、新たな計画の策定にあたっては、目標指標として設定したいと考えています。</p>	子ども しあわせ課

児童福祉専門分科会委員からの質問と回答

平成25年8月25日  
児童福祉専門分科会

No.	章-節-項	ページ	質問箇所	位置	質問（意見）内容	回答	担当課
3	1-1-1	P1	現状	上から1番目	中学校社会科公民的分野の授業で、「子どもの権利条約」の趣旨の理解に努めているのであれば、この授業において、青森市ではこの条約の趣旨を踏まえて「子どもの権利条例」を制定したこと、この条例の内容、さらには「子どもの権利相談センター」のことなどを取り上げるように、市教委から各中学校に指示していただきたいと思うが、如何か？	青森市子どもの権利条例については、～の内容が全て掲載されたリーフレット（小学1～4年生版、小学5～中学3年生版、高校生～大人版）が作成されており、小・中学校の学習に活用しています。今後とも、校長会や学校訪問、研修講座をとおして、リーフレットを積極的に活用するよう働きかけていきます。	指導課
4	1-1-1	P1	課題	上から1番目	子どもの権利について、福祉読本のように教材化する予定はないか。	青森市子どもの権利条例については、小学1～4年生版、小学5～中学3年生版、高校生～大人版のリーフレットが作成されており、小・中学校においては、特別活動や社会科、総合的な学習の時間等で、リーフレットを教材として、そのまま活用しています。なお、子どもの権利条例に関する副読本のような教材化については、考えていません。	指導課
5	1-1-2	P2	現状	上から1番目 2番目	子ども委員会の活動を通して普及をしていくとあるが、実際、子ども委員会の児童生徒達は、各学校において普及活動を行える状況にあるのか。	今年度の子ども委員の1人が、子ども会議における権利に関する学習会を通じ学んだことを、学校の文化祭で発表することとなりました。このように、学校において子ども自らが普及活動をするについては大事なことを考えていることから、子ども会議において、ほかの子ども委員にも呼びかけするなど、積極的な行動を促していく必要があるものと考えています。このほか、例えば権利に関するポスターや新聞などを子ども委員が作成し、各学校に掲示して普及啓発を図ることも考えており、各学校の活動をさらに広げていきたいと考えています。	子ども しあわせ課

児童福祉専門分科会委員からの質問と回答

平成25年8月25日  
児童福祉専門分科会

No.	章-節-項	ページ	質問箇所	位置	質問（意見）内容	回答	担当課
6	1-1-3	P3	現状	上から2番目	子どもの意見表明の機会として、子ども100人委員会のような事案を検討してみてもは。	市政などについて、子どもが意見を表明し、参加する場として、子どもの権利条例に基づき子ども会議を設置したことから、子ども会議が設置目的を果たすよう取り組みます。	子どもしあわせ課
7	1-1全体	P1～P3	課題	-	<p>子どもの権利について、市教育委員会との連携を積極的に図るべきではないか。</p> <p>また、市の枠を超えた関係機関（県教育委員会、人権擁護委員、児童相談所、民間団体等）との連携はどのように考えているのか。</p>	<p>これまで、子どもの権利に関する普及啓発については、市教委の協力のもと、学校を通じて児童生徒やその保護者を対象にリーフレット等を配布してきたところですが、市教委との連携を強化しながら、さらなる普及啓発を進めていかなければならないものと認識しています。</p> <p>なお、市教委では、子どもの権利条例を扱ったモデル授業を9月に行うこととしています。（西中学校）</p> <p>関係機関との連携については、権利擁護委員が県教委や東青地区高校長会長を訪問し、高校における権利の普及啓発について相談をしたほか、本年5月に設置した子どもの権利相談センターの周知・連携を図るため、要保護児童対策地域協議会や小・中学校長会への出席、児童相談所への訪問などを行いました。</p> <p>今後においては、子どもの権利に関する民間団体等との連携を図るための機会を設けることとしています。</p>	子どもしあわせ課

児童福祉専門分科会委員からの質問と回答

平成25年8月25日  
児童福祉専門分科会

No.	章-節-項	ページ	質問箇所	位置	質問（意見）内容	回答	担当課
8	1-2-2	P7	指標	上から2番目	平成23年度、平成24年度と減ってきているが、平成25年度の見込値325回が実現可能な数字なのか。	中央市民センターは、平成24年度に耐震化工事を実施したため、平成24年度の講座の述べ回数は、大幅に減少しました。 その後、事業の見直し等を実施し、平成25年度は平成23年度と比較して、子供向けの講座の開催を約5回、「子ども映画劇場」の上映を約15回増加させ、開催回数の拡大に努めています。加えて、他の市民センターにおいても順調に事業を開催していることから、平成25年度は、平成22年度並の講座の開催を見込んでいます。	中央市民センター
9	1-2-2	P7	活動実績 現状 課題	上から1番目	「青森市子ども会育成連絡協議会」に補助金を交付しているが、「子ども会」ありき、という姿勢が見える。少子化と言われる現在「子ども会」の現状はどうなっているのだろうか、これからどうなっていくのだろうか。「子ども会」や「市子ども会育成連絡協議会」の現状や今後の在り方等について、この計画の残りの期間でしっかり議論すべきだと思うが、如何か？	「子ども会」や「市子ども会育成連絡協議会」の現状や今後の在り方等を考える上では、課題にある「青森市子ども会育成連絡協議会」に加盟していない子ども会との連携が重要であると捉えており、それを促進する取り組みを検討したいと考えています。	社会教育課
10	1-2-2	P8、P9	課題	上から1番目	サイエンス教室やスポーツ活動に地元の大学生の活用があってもよいのではないか。	現在は、サイエンス教室やスポーツ活動に地元の大学生を活用していませんが、今後、市内の大学と連携し、大学生を地域や学校に派遣するなど、その可能性について検討していきます。	社会教育課 文化スポーツ振興課

児童福祉専門分科会委員からの質問と回答

平成25年8月25日  
児童福祉専門分科会

No.	章-節-項	ページ	質問箇所	位置	質問（意見）内容	回答	担当課
11	1-2-2	P9	活動実績	上から2番目	<p>平澤（ピョンテク）市及びメイン州との交流事業では、中学生だけの参加でしたが、高校生の参加が無いのは、何か理由がありますか、お伺いします。</p> <p>私は、高校生が参加されると、異年齢交流の点でも、国際交流の質の面でも、いいものになるのではないかと思います。</p>	<p>国際理解の涵養やコミュニケーション能力の育成を図るためには、少しでも早い時期に国際感覚を身につけさせることが重要と考えており、本市では、これまで、中学生を対象とした交流事業を中心に実施していることから、高校生を対象とした事業を実施する予定はありません。</p> <p>なお、高校生の交流については、青森県において、「高校生による青森県とメイン州の交流事業」等が実施されています。</p>	社会教育課
12	1-2-3	P11	指標	上から1番目2番目	<p>第2節第3項は「子どもの居場所づくり」となっているが、ここで取り上げられているのは、既存の児童館や放課後児童会、放課後子ども教室である。これらは、小学校児童の放課後対策の拠点であり、「子どもの居場所」といいながら、中学生以上の子ども達のことを全く視野に入っていないのではないかと課題として「児童館、放課後児童会及び放課後子ども教室など、放課後の子どもの居場所のあり方の中で、委託も含めて検討していく」としているが、それに加えて、中学生以上の年長の子ども達にとってどんな居場所が必要なのか、それを誰が提供していけばいいのかなどということについても議論をしていく必要があると思うが、如何か？</p>	<p>中学生以上の子どもの居場所については、平成19年に当時の子ども委員会から、子どもの居場所の一つとして、気軽に利用できる施設である市民センターに関わる提案がされています。</p> <p>今後、中学生以上の子どもの居場所については、現在の子ども会議の委員である子どもたちに聞き、検討したいと考えています。</p>	子どもしあわせ課

## 児童福祉専門分科会委員からの質問と回答

平成25年8月25日  
児童福祉専門分科会

No.	章-節-項	ページ	質問箇所	位置	質問（意見）内容	回答	担当課
13	1-3-1	P16	指標	上から1番目	平成23年度から平成24年度にかけて数値が下がっているのは？	<p>教育活動に対する満足度については、調査の手法上、不満足な理由が具体的に明らかになっていないため、数値が下がっている理由を分析することができません。</p> <p>このため、具体的な対応を行うことは困難ですが、今後とも、教員一人一人の指導力向上を図るとともに、各学校の「確かな学力」の育成に向けた取組を充実させるなど、市民の満足度の向上につながるような各種取組を行っていきます。</p>	指導課
14	1-3-1	P17	現状	上から3番目	就学指導委員会を通年で年4回開催することは可能なのか。	<p>就学指導委員会については、すでに平成24年度から通年で実施しており、受付時期を、期（4～5月）、期（6～8月）、期（9～10月）、期（11月～12月）とし、判断会議を6月下旬、9月下旬、11月中旬、1月中旬の4回行っています。平成25年度についても平成24年度と同様の計画で実施しています。</p>	指導課
15	1-3-1	P18	現状	上から1番目	経済的に厳しい家庭の保護者に対する経済的支援のほか、その家庭の子どもに対する学習支援を行うことは考えられないものか。	<p>小・中学校においては、経済的な理由によらず、全ての子どもたちに対して、放課後や長期休業中の補充学習などの学習支援を行っています。</p>	指導課

児童福祉専門分科会委員からの質問と回答

平成25年8月25日  
児童福祉専門分科会

No.	章-節-項	ページ	質問箇所	位置	質問（意見）内容	回答	担当課
16	1-3-2	P19	現状	上から3番目	自然体験活動やボランティア活動の際の『傷害保険等』は、どうなっているか、お伺いします。	市では、市主催行事や管理下のボランティア活動中の事故等に対応し、参加者や指導者等の入院、通院、死亡時などの補償のため、「全国市長会総合賠償補償保険」に加入しています。 加えて、市民センター、公民館では「公民館総合補償制度」にも加入し、行事参加者等への補償を行えるようにしています。 なお、公民館総合保障制度に対応していない森林博物館では、「親子家族絆トレッキングツアー」などの事業に対して、民間の傷害保険にも加入し、万が一の事故に備えています。	中央市民センター 文化財課
17	1-3-2	P20	課題	上から4番目	これまでのボランティアは、奉仕活動が中心であったと思うが、例えば、通学路の除雪を子どもたち自身が考えて行うなど、子どもが企画段階から参加し、自己実現につながるボランティア活動はできないものか。	小・中学校では、様々なボランティア活動に取り組んでおり、活動後には、子ども自身の今後の意識の変化や生活への影響など、「自己の生き方」に関連づけて活動の意義や意味を考えさせています。このことから、全てのボランティア活動は、自己実現につながるものと考えています。 なお、具体的な例としては、市内の中学校における生徒の主体的な取組として、冬期間の通学路や校地内の除雪や、小学校における高学年児童による校地内の玄関等の除雪を行っています。	指導課

児童福祉専門分科会委員からの質問と回答

平成25年8月25日  
児童福祉専門分科会

No.	章-節-項	ページ	質問箇所	位置	質問（意見）内容	回答	担当課
18	1-3-3	P24	現状	上から3番目	各小・中学校において、『健康増進法』にもとづく、『校内禁煙』の実施状況をお伺いします。	青森市立小・中学校については、平成14年に施行された「健康増進法」を受け、各校で全面禁煙や分煙を実施していましたが、市教委から平成16年3月に、学校敷地内における全面禁煙を要請し、全ての小・中学校敷地内において全面禁煙を実施しています。	学務課
19	1-6-2	P38	課題	上から2番目	具体的には、どのようなことを想定しているのか。	教員、保護者、子どもを対象とした出前授業等において、SNSの意味、SNSの現状と課題、課題に対する対応等について情報を提供することなどを想定しています。	指導課
20	1-6-4	P42	現状	上から1番目	事業開始から10年以上が経ち、機械が古くなって、毎年、修理が必要となっているが、新規除雪機への更新は、考えているのか。	通学路対象除雪機貸与事業に係る貸与除雪機については、除雪機の稼動に支障がないよう、必要に応じて、修繕を実施しています。 今後、経年劣化等により、毎年度多額の修繕費用を要するような場合には、関係部局とも協議し、除雪機の更新を検討していきます。	学務課



児童福祉専門分科会委員からの質問と回答

平成25年8月25日  
児童福祉専門分科会

No.	章-節-項	ページ	質問箇所	位置	質問（意見）内容	回答	担当課
21	1-7-1	P45	活動実績 現状	上から 2番目	健康診査未受診児のいる家庭への家庭訪問は、児童虐待の未然防止の観点からとても大事な取り組みで、力をいれて取り組まれていることが分かる。出来ればこの取り組み状況について、数字化して実績が見えるようにしてほしい。つまり、未受診児がどのくらい居て、そのうち家庭訪問できたのはどのくらいなのか知りたい。さらに言えば、要保護児童対策地域協議会とのかかわりの有無なども実績として表示してほしいと思うが、可能か？	<p>&lt;健康づくり推進課&gt; 健康診査未受診者への対応は次のとおりです。（平成24年度）</p> <p>【4か月児健診】（未受診児28人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話での受診勧奨9人</li> <li>・長期入院により医療機関で受診5人</li> <li>・その他（ ）14人</li> </ul> <p>受診前に転出、住民票があっても実際には住んでいなかったなど。</p> <p>【1歳6か月児健診】（未受診児65人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭訪問での受診勧奨11人（ ）</li> <li>・電話での受診勧奨54人</li> </ul> <p>1人の子どもに関しては、家族から子どもの様子を伺うものの、会うことができないため、要保護児童対策地域協議会のケースとして情報を提供しました。</p> <p>【3歳児健診】（未受診児122人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭訪問での受診勧奨12人</li> <li>・電話での受診勧奨110人</li> </ul> <p>&lt;子どもしあわせ課&gt; 健康診査未受診者のいる家庭では、児童虐待に繋がる恐れがあることから、青森県が作成した「市町村と児童相談所の機関連携対応方針」に基づき、毎月、前月の未受診者の状況を関係機関で把握し、児童の姿や状況などを確認できない場合は、要保護児童ケースとして対応しています。</p>	健康づくり 推進課  子ども しあわせ課

児童福祉専門分科会委員からの質問と回答

平成25年8月25日  
児童福祉専門分科会

No.	章-節-項	ページ	質問箇所	位置	質問（意見）内容	回答	担当課																																										
22	1-7-1	P45	活動実績 現状	上から 3番目 ～ 5番目	要保護児童対策地域協議会については、各会議の開催状況を実績として表示しているが、対象となったケース数について表示することは、可能か？	<p>要保護児童対策地域協議会における各会議の検討ケース数（平成24年度）は次のとおりです。</p> <p><b>【庁内ネットワーク会議】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>見守り ケース</th> <th>他課からの 情報共有</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>8件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>8件</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>8件</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>第4回</td> <td>8件</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>第5回</td> <td>12件</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>第6回</td> <td>11件</td> <td>6件</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【実務者会議】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>見守り ケース</th> <th>他課からの 情報共有</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>8件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>8件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>8件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>第4回</td> <td>10件</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>第5回</td> <td>11件</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>第6回</td> <td>12件</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>		見守り ケース	他課からの 情報共有	第1回	8件	2件	第2回	8件	3件	第3回	8件	6件	第4回	8件	8件	第5回	12件	5件	第6回	11件	6件		見守り ケース	他課からの 情報共有	第1回	8件	1件	第2回	8件	1件	第3回	8件	1件	第4回	10件	4件	第5回	11件	3件	第6回	12件	1件	子ども しあわせ課
	見守り ケース	他課からの 情報共有																																															
第1回	8件	2件																																															
第2回	8件	3件																																															
第3回	8件	6件																																															
第4回	8件	8件																																															
第5回	12件	5件																																															
第6回	11件	6件																																															
	見守り ケース	他課からの 情報共有																																															
第1回	8件	1件																																															
第2回	8件	1件																																															
第3回	8件	1件																																															
第4回	10件	4件																																															
第5回	11件	3件																																															
第6回	12件	1件																																															

児童福祉専門分科会委員からの質問と回答

平成25年8月25日  
児童福祉専門分科会

No.	章-節-項	ページ	質問箇所	位置	質問（意見）内容	回答	担当課
23	1-7-1	P45	活動実績 現状	上から 3番目 ～ 5番目	協議会は、「要保護児童」だけでなく、「要支援児童」及び「特定妊婦」についても支援の対象者としてになっている。「要支援児童」及び「特定妊婦」が支援の対象になった事例はあるのか、また、市ではどうやって「要支援児童」及び「特定妊婦」の実態を把握しようとしているのか、お知らせいただきたい。	隔月で開催している庁内ネットワーク会議や実務者会議においては、「要支援児童」や「特定妊婦」のうち、特にリスクの高い場合は、情報を共有しています。また、「要支援児童」及び「特定妊婦」から支援の対象となった事例もあります。 庁内関係各課が実施している「乳児家庭全戸訪問事業」や「育児支援家庭訪問事業」、母子手帳の交付などにより「要支援児童」、「特定妊婦」となっているケースのうち、関係機関全体で情報を共有する必要があると思われるケースについては、会議で今後の対応内容を協議し「要保護児童」と位置づけ、見守りを行っています。 「要支援児童」及び「特定妊婦」の実態把握については各関係機関からの情報提供により把握しています。	子ども しあわせ課